

ユニット型指定介護老人福祉施設
特別養護老人ホーム 暁星園 重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(宮城県指定第 0475200143 号)

当施設は、入居者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、入居上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※当施設への新たな入居は、原則として要介護3～5の方が対象となります。
要介護1又は2の方は、特例入所の要件に該当する場合は特例的に入居が可能です。

目 次

1. 施設経営法人	2
2. ご利用施設	2
3. 居室の概要	3
4. 職員の配置状況	4
5. 当施設が提供するサービスと利用料金	5
6. 施設を退所していただく場合（契約の終了）	10
7. 残置物引取人	12
8. 個人情報の保護と守秘義務	12
9. 緊急時・事故発生時の対応	13
10. 苦情の受付について	13
【別紙】重要事項説明書〔付属文書〕	15
【別表】特別養護老人ホーム 暁星園 利用料金表	

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 カトリック児童福祉会
- (2) 法人所在地 宮城県仙台市宮城野区鶴ヶ谷二丁目1番地13
- (3) 電話番号 022-299-3731
- (4) 代表者氏名 理事長 小野寺 洋一
- (5) 設立年月 昭和41年 12月 2日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 ユニット型指定介護老人福祉施設
平成12年4月1日指定 宮城県第 0475200143 号

- (2) 施設の目的

ユニット型指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づいて、食事・入浴・排泄等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練・健康管理及び療養上の世話（以下「介護サービス」という）を行うことにより、入居者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とします。

- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム 暁星園
- (4) 施設所在地 宮城県仙台市宮城野区東仙台六丁目2番1号
- (5) 電話番号 022-295-4751
- (6) 施設長氏名 (管理者) 中善寺 洋光
- (7) 開設年月 昭和51年2月1日
- (8) 入居定員 120人。居室は全室個室でユニット数は12ユニットとし、1ユニットの定員は10人とします。(他に短期20人)

- (9) 当施設の運営方針

- ① 介護サービスを行うに当たっては、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、認知症の状況等入居者の心身の状況を踏まえて、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、介護サービスを提供します。
- ② 介護サービスを行うに当たっては、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう必要な援助を適切に行います。
- ③ 介護サービスを行うに当たっては、懇切丁寧を旨とし、明るく家庭的な雰囲気を有し、家庭や地域との結び付きを重視した運営を行い、常に入居者の立場に立って、施設サービス計画に基づいた食事・入浴・排泄等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、及び療養上の世話等、サービスの提供方法等について、入居者又はその家族に対し理解しやすいように説明を行います。
- ④ 介護サービスを行うに当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為は行いません。
- ⑤ 介護サービスを行うに当たっては、暁星園は自らその提供する介護サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るよう努めます。
- ⑥ 介護サービスを行うに当たっては、市区町村・居宅介護支援事業者・居宅介護サービス事業者・他の介護保険施設、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

3. 居室等の概要

(1) 当施設では次の表の居室・設備をご用意しています。入居される居室は全室個室です。

居室の種類	室数	設備等
【標準室】 2～4階 (1フロア・4ユニット:34室)	102室	■居室面積 13.11㎡ (約 7.9畳) 洗面設備(棚付き)、エアコン、照度調整付き照明、24時間換気設備
【特別室】 2～4階 (1フロア・4ユニット:6室)	18室	標準室設備の他に、各タイプとも居室内トイレ設置 (居室面積は、トイレを除いた面積)
Cタイプ 2～4階 (1フロア・4ユニット:4室)	12室	■居室面積 17.61㎡ (約 10.6畳) トイレ、デスク、イス、洗面設備(棚付き)、エアコン、照度調整付き照明、24時間換気設備
Bタイプ 2～4階 (1フロア・4ユニット:1室)	3室	■居室面積 18.46㎡ (約 11.1畳) トイレ、デスク、イス、洗面設備(棚付き)、エアコン、照度調整付き照明、24時間換気設備
2Aタイプ 2階 (2階西ユニット:1室のみ)	1室	■居室面積 20.47㎡ (約 12.3畳) トイレ、チェスト、デスク、イス、洗面設備(棚付き)、エアコン、照度調整付き照明、24時間換気設備
Aタイプ 3～4階 (2フロア・西ユニット:1室)	2室	■居室面積 20.47㎡ (約 12.3畳) トイレ、チェスト、デスク、イス、洗面設備(棚付き)、エアコン、照度調整付き照明、24時間換気設備
合計	120室	* 他に、短期入所の20室が1階にあります。
共同生活室	12室	ユニットごとに1ヶ所(全て光庭に面している)
トイレ(1ユニット)	4～5ヶ所	各ユニットの共同生活室に3ヶ所及び個室
浴室	9室	特別浴槽 2～4階の各階に1室:3室 個別浴槽 2～4階の各階に2室:6室 * 他に、1階短期入所に個別浴槽が2室あります。
医務室	1室	処置室、超音波骨密度測定装置、心電計等設置

(2) 標準室の居室の指定は、入居者の心身の状況やユニット構成等を勘案して、施設で決定させていただきます。特別室については、入居者・家族及び施設で協議の上、決定します。

(3) 入居者から居室の変更の申し出があった場合は、施設でその可否を決定します。又、入居者の心身の状況により、ご本人・ご家族等と協議の上、変更する場合があります。

(4) 施設・設備の利用に当たっては、厚生労働省が定める基準に準じた居住費をご負担いただきます。暁星園の居室は全てユニット型個室となりますので、光熱水費及び室料のご負担となります。

(5) 特別室の居住費については、別紙利用料金表をご覧ください。

4. 職員の配置状況

当施設では、入居者に対して介護サービスを提供する職員として、次の職種の職員を配置しています。職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤換算	指定基準
1. 施設長（管理者）	1名	1名
2. 副施設長	1名	
3. 生活相談員	4名	入居者100人に1名以上
4. 看護職員	6名	(常勤1名以上の看護職員3名を含めて) 看護・介護職員40名以上
5. 介護職員	68.5名	
6. 管理栄養士	2名	栄養士 1名以上
7. 機能訓練指導員	非常勤 1名	1名以上
8. 介護支援専門員	常勤専任 3名	入居者100人に1名以上
9. 事務職員	2名	
10. その他（施設管理員 パストラルワーカー 各1名）	3名	
11. 医師（非常勤嘱託・協力病院） ※管理医、産業医1名含む	6名	必要数 (管理医・産業医各1名)

* 常勤換算：職員それぞれの週当たりの勤務延時間数の総数を、当施設における常勤職員の所定勤務時間数（週40時間）で除した数です。また、指定基準では看護職員と介護職員の職員数は、入居者3名に対し1名の割合です。

* ユニット型指定介護老人福祉施設にあつては、昼間ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること、夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること、ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置することになっています。

〔職種別の主な勤務体制〕

職 種	勤 務 体 制	勤務時間帯 毎の標準的 な配置人員
1. 施設長・副施設長・事務員・ 施設管理員・生活相談員・ 管理栄養士・介護支援専門員	平 日 9 : 00 ~ 18 : 00	15名
2. 看護職員	早 番 7 : 30 ~ 16 : 30 日 勤 8 : 30 ~ 17 : 30	1名以上
3. 介護職員（ケアワーカー）	早 番 7 : 00 ~ 16 : 00 日 勤 9 : 00 ~ 18 : 00 遅 番 13 : 00 ~ 22 : 00 夜 勤 22 : 00 ~ 7 : 00	各ユニットに 1名以上
4. 機能訓練指導員 (非常勤嘱託) 理学療法士	毎月2回／第2・第4木曜日 14 : 00 ~ 17 : 00	1名
5. 医師（非常勤嘱託） 協力医療機関	内 科 毎週月曜日 13 : 00 ~ 15 : 00 眼 科 随時 10 : 00 ~ 12 : 00 管理医 産業医 精神科 歯 科 毎月1回／第3月曜日 毎週月曜日 10 : 00 ~ 12 : 00 各週水・木曜日13 : 30 ~ 14 : 30	1名 1名 1名 1名 2名

5. 当施設が提供する介護サービスと利用料金

当施設では、入居者に対して以下の介護サービスを提供します。

当施設が提供する介護サービスについては、

- | | | |
|---|---|------------|
| <p>(1) 利用料金が介護保険から給付される場合</p> <p>(2) 利用料金の全額を入居者に負担いただく場合</p> | } | の2種類があります。 |
|---|---|------------|

(1) 介護保険の給付の対象となる介護サービス（三者契約書第3条参照）

以下の介護サービスについては、利用料金の9割（一定の所得がある方は8割）が介護保険から給付されます。（利用者負担は1割、2割又は3割）

[介護サービスの概要]

① 入浴

- ・ 入浴は週2回以上行います。入居者の身体の状況により入浴ができない場合は清拭を行います。
- ・ 特別浴槽2種類（臥位状態、又はリクライニング状態で入浴）と、個別浴槽2種類（浴槽用チェアで座位状態、又はチェアなし）の浴槽設備を備えていますので、入居者の希望や身体状況に合わせた入浴を行います。

② 排泄

- ・ 排泄の自立を促すため、入居者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

③ 機能訓練

- ・ 機能訓練指導員により、入居者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の改善、又はその減退を防止するための訓練を実施します。

④ 健康管理

- ・ 医師や看護職員が、入居者の健康管理を行います。

⑤ その他自立への支援

- ・ 寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・ 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・ 清潔で快適な生活を送るため、適切な整容を行うよう配慮します。

[サービス利用料金／1日当たり]（三者契約書第6条参照）

- (1) 当施設の介護サービス費は、平成27年4月1日施行の介護保険法改正による介護報酬類型のうち、「ユニット型介護福祉施設サービス費(I)」となります。
- (2) 当施設の体制加算は、令和3年4月1日施行の介護保険法改正による、日常生活継続支援加算(II)、看護体制加算(II)ロ、夜勤職員配置加算(IV)ロ、科学的介護推進体制加算(II)、安全対策体制加算、介護職員処遇改善加算(I)、介護職員等特定処遇改善加算(I)、介護職員等ベースアップ等支援加算となります。
- (3) 別紙「特別養護老人ホーム暁星園利用料金表」により、要介護度に応じたサービス費用から介護保険給付費額を除いた金額＝利用者負担額をお支払い下さい。

○ その他介護保険給付の対象となるサービス加算

次の項目に該当する方の場合、別紙利用料金表のとおり介護保険給付対象として加算されます。（要介護度に関係なく、一律9割、又は一定の所得がある方は8割が介護保険から給付されます。利用者負担は1割、2割又は3割）

(1) 経口移行加算（1日28単位）

経管により食事を摂取する入所者に、経口摂取を進めるため経口移行計画を作成し、医師の指示に基づく栄養管理を行う場合（180日を限度／継続される場合もある）

(2) 経口維持加算 (Ⅰ) (1ヶ月400単位)、(Ⅱ) (1ヶ月100単位)

現に経口摂取し摂食機能障害・誤嚥が認められる入居者に対し、医師又は歯科医師の指示に基づき医師・歯科医師・管理栄養士・看護師・介護支援専門員その他の職種が共同して、入居者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入居者毎に経口維持計画を作成し栄養管理を行う場合 (180日を限度/継続される場合もある)

(3) 療養食加算 (1回6単位)

医師の食事せんに基づく療養食 (*注) を提供した場合

(*注) 糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食 (1日を3回限度)

※経口維持加算等との併算定あり

(4) 看取り介護加算 (Ⅱ)

回復の見込みがないと医師が診断した入居者に対して、本人又は家族等の同意を得て看取り介護に関する計画を作成し、医師・看護師・生活相談員・介護職員等が共同して随時本人又は家族等への説明と同意を得ながら看取り介護を行う場合 (死亡日前30日を限度)

* 死亡日以前31~45日: 72単位、死亡日以前4~30日: 144単位、前日・前々日: 780単位、死亡日当日: 1,580単位

(5) 配置医師緊急時対応加算 (早朝・夜間1回650単位) (深夜1回1,300単位)

(配置医師の通常の勤務時間外の場合1回325単位)

医師が施設の求めに応じ、早朝・日中・夜間又は深夜に入居者の体調に急変が生じ、その対応を行う必要があった場合

(6) 初期加算 (1日30単位)

新規入居及び30日を超える入院後に再入居された場合、入居日から30日間

(7) 入院・外泊時加算 (1日246単位)

入居者が入院及び外泊をした場合、最初の6日間 (ただし入院・外泊の初日と末日は除く)、月をまたがる場合は最大12日間

(8) 若年性認知症入所者受入加算 (1日120単位)

認知症と診断されている65歳未満の入居者に対して、入居者ごとに個別に担当者を定め、その担当者を中心に対象者の特性やニーズに応じたサービス提供を行っている場合

(9) 認知症専門ケア加算Ⅰ (1日3単位)

認知症日常自立度ランクⅢ以上の入居者が入居者総数の半数以上で、認知症介護に係る専門的な研修を修了している者 (介護職員・看護職員) を、対象者20人未満は1名以上、20人以上の場合は対象者が10人を超えるごとに1名以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施している等の場合

(10) 褥瘡マネジメント加算 (Ⅱ) (1ヶ月13単位)

褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等ごとに、医師・看護師・管理栄養士・介護職員・介護支援専門員等が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成し褥瘡管理を行いつつ褥瘡の発生のない場合

(11) 排せつ支援加算 (Ⅰ) (1ヶ月10単位)

排せつに介護を要する入所者等ごとに、医師・看護師・介護支援専門員等が共同し

て支援計画を作成し、実施している場合

- まだ要介護認定を受けていない場合は、サービス利用料金全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- 介護保険からの給付額に変更があった場合は、入居者負担額も変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（三者契約書第4条、第6条参照）

以下のサービスについては、利用料金の全額が入居者の負担となります。

〔サービスの概要と利用料金〕 * 別紙利用料金表をご参照ください。

① 食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）

- ・ 当施設では、管理栄養士が入居者の心身の状況や嗜好を考慮しながら、入居者ごとの栄養ケア計画の作成等栄養ケアマネジメントを実施して食事を提供します。入居者の自立支援のため、離床して共同生活室での食事を原則としています。
- ・ 食事に係る費用は、厚生労働省が定める基準費用額（食事の材料費及び調理費）をご負担していただきます。
- ・ 介護保険負担限度額の認定を受けている方は、その負担限度額となります。
- ・ 食事時間は、朝食／8：00～、昼食／12：00～、夕食／18：00～となっていますが、入居者の心身の状況による対応に努めています。

② 居住に要する費用（光熱水費及び室料）

- ・ 施設・設備の利用に当たっては、居住費（光熱水費及び室料）をご負担いただきます。当施設の居室は全て個室ですので、標準室は厚生労働省が定めるユニット型個室の基準費用額、特別室は別紙利用料金表のご負担となります。
- ・ 介護保険負担限度額の認定を受けている方は、その負担限度額となります。
- ・ 入院及び外泊をした場合は、介護保険給付の加算対象と同様最初の6日間（ただし入院・外泊の初日と末日は除く。月をまたがる場合は最大12日間）分の居住費をご負担いただきます。

③ 日常生活費（日常生活上必要となる諸費用）

- ・ 入居者の日常生活品やインフルエンザ予防接種等、施設が介護サービスの一環として提供する日常生活上の便宜に係る費用で、入居者に負担いただくことが適当であるものに係る費用をご負担いただきます。
- ・ 日常生活品は、歯ブラシ・化粧品・タオル・ティッシュ等、入居者が希望する日常生活に必要な身の回り品です。諸費用実費をご負担いただきます。
* おむつ代は、介護保険の給付対象となりますのでご負担の必要はありません。

④ 預り金の出納管理サービス

- ・ 入居者又はご家族等の希望により、預り金出納管理サービスをご利用できます。
- ・ 利用料金：1ヶ月当たり 2,000円（詳細は、以下のとおりです。）
イ. 管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れしている預金
ロ. お預かりするもの：上記預金通帳と届け出印、年金証書等

ハ. 管理担当者：生活相談員、 管理責任者：施設長

ニ. 出納方法：手続きの概要は次のとおりです。

- 1) 預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を管理担当者へ提出していただきます。
- 2) 管理担当者は、上記届け出の内容に従い、管理責任者の決裁を受けて、預金の預け入れ及び引き出しを行います。
- 3) 管理担当者は、出入金の記録を個人別出納台帳に記載し、管理責任者の決裁を受けて、1ヶ月ごとの記録を入居者又はご家族等に確認していただきます。

⑤ 複写物の提供

- ・ 入居者又はご家族は、サービス提供についての記録をいつでも開示・閲覧できますが、複写物を必要とする場合には(1部は無料提供)下記の実費をご負担いただきます。

利用料金：1枚につき 10円

⑥ 個人嗜好品の特別の飲食

- ・ わくわく夢プランで外出時の飲食代や、出前の食事代は実費負担です。
- ・ 自動販売機の飲み物代や個人の栄養補助食品代、売店の買い物代等、個人が消費するものについては実費負担となります。

⑦ 家電製品等の電気料

- ・ 入居者個人でテレビや冷蔵庫等の家電製品を居室に持ち込まれる場合は、電気料として次の費用をご負担いただきます。(1ヶ月当たり 2,500円)

※不使用の場合は徴収しません。

⑧ 送迎・付添いサービス

- ・ 希望外出等の際に、送迎・付添いサービスをご利用いただけます。

利用料金：往復1回当たり(移送車) 1,000円、(普通車) 700円

⑨ レクリエーション等趣味活動

- ・ おたっしやサロン等のレクリエーション活動に参加していただけます。

利用料金：生け花教室の花材料代1回当たり 800円

イ. 年間の主なレクリエーション行事予定(施設全体又はユニットごと)

月 別	主な行事とその内容(一例です)
1月	1日：新年会(お節料理をいただき、共に新年をお祝いします)
2月	3日：豆まき(施設内で豆まきを行います)
3月	3日：ひな祭り(雛壇を飾り、雛祭りメニューをいただきます)
4月	下旬：お花見(施設広場でお花見をし、花見弁当をいただきます)
7月	下旬：夏祭り(施設広場で行います)
8月	上旬：七夕飾り 中旬：聖母被昇天祭
9月	上旬：合同慰霊祭 中旬：敬老式典
12月	下旬：クリスマス会

ロ. 毎月の主な定例行事

- ・ 施設全体：追悼式(施設開設時からのその月に帰天された入居者を偲ぶ)
- ・ ユニットごと：誕生会、座談会

- ・個人ごと随時：わくわく夢プラン等

ハ. おたっしゃサロン

- ・施設全体：音楽教室、生け花教室、祈りの会
- ・ユニットごと：音楽教室、ユニット喫茶、ビデオ鑑賞、散歩、園芸、レクリエーション・ゲーム、書道等

ニ. 施設1階にある売店と理髪の設備をご利用いただけます。

- ・売店
- ・出張理髪（毎月2回・水曜日、カット代：1回/1,400円）
その他 パーマ、毛染め等要した費用の実費をいただきます。

⑩ 契約書第19条、三者契約書第20条に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金は、入居者の要介護度に応じたサービス利用料金と同額とし、それに食費・居住費を加えた額とします。

※ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、介護保険の給付対象とならない上記のサービス利用料金を、相当な額に変更することがあります。

その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、ご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（三者契約書第6条参照）

前記（1），（2）の利用料金・費用は、1ヶ月ごとに計算しご請求しますので、翌月20日までに以下の方法でお支払い下さい。（1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

① 下記指定口座への銀行振込（振込手数料は入居者側負担）

七十七銀行・鶴ヶ谷支店 普通預金 口座番号 0049379

口座名義：社会福祉法人カトリック児童福祉会 暁星園 施設長 中善寺 洋光

② 入居者預かり金口座からの引き落とし

(4) 入居中の医療の提供について

① 医療を必要とする場合は、**嘱託医の診療・通院**のほか、入居者の希望により下記の協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（ただし、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

②①によらず、ご家族様等の希望で他の医療機関を受診する場合、嘱託医・施設と協議の上、決定とさせていただきます。なお、付添いはご家族様でお願いします。医療機関までの送迎についてはご家族様と協議の上決定させていただきます。

協力医療機関

一般財団法人やまとコミュニティホスピタル 光ヶ丘スペルマン病院

所在地：仙台市宮城野区東仙台六丁目7番1号

診療科：内科、小児科、産婦人科、ホスピス（緩和ケア）

精神科：阿部内科神経科医院 仙台市宮城野区小鶴1丁目1番11号

歯科：吉中歯科医院 仙台市宮城野区田子1丁目24-53

細川ファミリー歯科クリニック 仙台市青葉区木町通2-3-22 内海ビル2F

嘱託医・医院

内科：星内科小児科医院 仙台市宮城野区幸町2丁目20番13号

眼科：タカジン眼科 仙台市宮城野区二の森12-50

6. 施設を退居していただく場合（契約の終了）（三者契約書第14条参照）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、退居していただくこととなります。

- ① 要介護認定により、入居者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ② 平成27年4月1日以降に入居した方が要介護1又は2に変更になった場合
ただし、特例入所の要件に該当すると認められる場合を除く
- ③ 事業者が解散、又は破産した場合、及びやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、入居者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合
- ⑥ 入居者から退居の申し出を行った場合（詳細は下記(1)のとおり）
- ⑦ 事業者から退居の申し出を行った場合（詳細は下記(2)のとおり）

(1) ご契約者からの退居の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退居を申し出ることができます。その場合には、退居を希望する日の7日前までに退居届出書を提出して下さい。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退居することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約の入居者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が、正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が、守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が、故意又は過失によりご契約の入居者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の入居者が、ご契約の入居者の身体・財物・信用等を傷つけた場合、もしくは傷つけ

られる恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退居していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退居していただくことがあります。

- ① ご契約者又は入居者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約の入居者によるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず、これが支払われない場合
- ③ ご契約者又はご契約の入居者が、故意又は重大な過失により、事業者又はサービス従事者もしくは他の入居者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約の入居者が、介護老人保健施設に入所、又は介護療養型医療施設に入院した場合
- ⑤ ご契約の入居者が、連続して3ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合、もしくは入院した場合

〔ご契約の入居者が病院等に入院された場合の対応について〕

当施設に入居中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下のとおりです。

イ. 検査入院等、短期入院の場合

検査入院等短期入院の場合は、退院後再び施設に入居することができます。

ただし、入院期間中であっても、介護報酬が算定される最初の6日間（月をまたがる場合は12日）は所定の利用料金をご負担いただきます。（1日当たり 253円）

ロ. 3ヶ月以内の入院の場合

上記短期入院の期間を超える入院については、3ヶ月以内に退院された場合には退院後再び施設に入居することができます。ただし、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時に施設の受入れ準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。

この場合、上記短期入院期間中の所定の利用料金以外のご負担はありません。

ハ. 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合（3ヶ月を超えた時点で、退院する日が決まっている場合を除く）には、施設を退居していただくこととなります。

〔入院・外泊期間中の利用料金〕

上記入院及び外泊期間中の利用料金については、介護報酬が算定される最初の6日間（月をまたがる場合は最大12日間）のみ自己負担額をお支払いいただくものです。

- ⑥ 契約者又は入居者が、事業所や事業所の職員に対して禁止行為（ハラスメント等）を繰り返す等、契約を継続し難いほどの背信行為や迷惑行為を行った場合。

(3) 円滑な退居のための援助（三者契約書第18条参照）

入居者が当施設を退居する場合には、入居者の希望により事業者は入居者の心身の状況や置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な次の援助を速やかに行います。

イ. 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介

ロ. 居宅介護支援事業者の紹介

ハ. その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

* ご契約の入居者が退居後在宅に戻られる場合には、その際の相談援助に係る費用（別紙利用料金表参照）をご負担いただきます。

7. 残置物引取人（三者契約書第21条参照）

契約の締結に当たって、身元引受人をお願いすることはありません。

ただし、入居契約が終了した後、当施設に残された入居者の所持品（残置物）を、ご契約の入居者ご自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。

当施設は、「残置物引取人」に連絡の上、残置物を引き取っていただきます。

また、引き渡しに係る費用については、ご契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。

* 契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入居契約の締結は可能です。

8. 個人情報の保護と守秘義務（三者契約書第9条参照）

(1) 事業者及びサービス従事者は、介護福祉施設サービスを提供する上で知り得た入居者及び家族等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後及びサービス従事者が退職した後も継続します。

(2) 事業者は、入居者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に入居者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

(3) 事業者は、契約書第18条に定める入居者の円滑な退居のための援助を行う場合に、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書にて契約者の同意を得るものとします。

(4) その他、個人情報を適切に取扱うため、個人情報保護法及び厚生労働省のガイドライン等を遵守し、別に定める法人の個人情報保護規程により個人情報の保護を図ることとします。

9. 緊急時・事故発生時の対応（三者契約書第24条参照）

(1) 事業者は、入居者に病状の急変等緊急事態が生じた場合は、主治医（嘱託医）の指示に従い適切な医療処置を行います。

(2) 入居者に対するサービスの提供に伴って事故が発生した場合には、主治医（嘱託医）の指示に従って応急処置を行うなど必要な措置を講じるとともに、速やかに市町村、入居者の家族等に連絡を行うものとします。また、必要な賠償には保険加入により対処します。

10. 苦情の受付について（三者契約書第23条参照）

(1) 当施設における苦情の受付

当施設の提供したサービスに関する入居者又はご家族からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

- ・ 苦情解決責任者 施設長：中善寺 洋光
- ・ 苦情受付窓口（担当者） 副施設長：菅原 克文、生活相談員主任：星 佑磨
- ・ 受付時間 毎週月曜日～金曜日 9：00 ～ 18：00
- ・ 苦情受付（ご意見）箱を1階ラウンジおよび事務所前に設置しています。

【連絡先】電話 022-295-4751 FAX 022-295-4752

(2) 苦情解決制度

入居者又はご家族からの苦情・相談には、別に定める法人の「苦情解決制度実施要綱」に基づき、苦情解決責任者、第三者委員等による迅速かつ適切な対応を図ります。

- 第三者委員
- ・ 江刺 昌子（法人評議員）電話 022-273-7479
 - ・ 伊勢島 靖子（法人評議員）電話 022-257-3898
 - ・ 阿部 正子（法人評議員）電話 022-251-2791

(3) 行政機関その他苦情受付機関

苦情受付関係機関等への苦情申し立てについては、必要な協力を行うとともに、解決が困難な場合には「運営適正化委員会」に申し出て解決を図るものとします。

- ① 仙台市役所・介護事業支援課 仙台市青葉区国分町3-7-1 TEL 214-8318(代)
- ② 宮城野区役所・障害高齢課 仙台市宮城野区五輪2-12-35 TEL 291-2111(代)
- ③ 仙台市権利擁護相談センター（仙台市社会福祉協議会「まもり一歩仙台」）
仙台市青葉区五橋2-12-2 TEL 217-1610(代)
- ④ 宮城県国民健康保険団体連合会 仙台市青葉区上杉1-2-3 TEL 222-7700(代)
- ⑤ 運営適正化委員会（宮城県社会福祉協議会）
仙台市青葉区本町3-7-4 TEL 716-9674(代)

令和 年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

乙（説明責任者） 仙台市宮城野区東仙台六丁目2番1号

ユニット型指定介護老人福祉施設

特別養護老人ホーム 暁 星 園

施設長 中 善 寺 洋 光 印

説明者 職 名 _____ 氏 名 _____ 印

私は、本書面に基づいて、乙の職員（生活相談員）から上記重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。この本書を2通作成し、甲乙各1通ずつ保管します。

甲：入居者住所 _____

氏 名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、入居者_____が指定介護福祉施設サービスの提供を受けること、及び残置物引取人となることに同意しました。

甲：残置物引取人 住 所 _____

氏 名 _____ 印

この重要事項説明書は、厚生省令第39号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、入居申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

ユニット型指定介護老人福祉施設・特別養護老人ホーム 暁星園

重要事項説明書〔付属文書〕

1. 施設の概要

- | | |
|--------------|--|
| (1) 建物の構造 | 鉄筋コンクリート造・4階建 |
| (2) 建物の延べ床面積 | 7,237.54㎡ |
| (3) 事業所の周辺環境 | 仙台市の北東部、鶴ヶ谷団地南側に位置し、交通の便に恵まれているとともに、敷地は安養寺風致地区に指定されており、柗江の森など豊かな自然と緑に囲まれた地域です。 |
| (4) 併設事業 | 当施設では、次の事業を併設して実施しています。 |
| 〔短期入所生活介護〕 | 平成12年4月1日指定 宮城県第0475200143号 定員20名 |
| 〔居宅介護支援事業〕 | 公益事業：暁星園ケアプランセンター（平成26年12月1日開始） |

2. 配置職員の職種

- | | |
|------------------|---|
| (1) 生活相談員 | 入居者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
・3名の生活相談員を配置しています。 |
| (2) 看護職員（看護師） | 主に入居者の健康管理や療養上の世話をを行うとともに、健康保持のための相談・助言等を行います。
・3名以上の看護師・准看護師を配置しています。 |
| (3) 介護職員（ケアワーカー） | 入居者の日常生活上の介護を行います。
・3名の入居者に対して1名以上のケアワーカーを配置しています。 |
| (4) 介護支援専門員 | 入居者の施設サービス計画の作成等を行います。
・専任3名を配置しています。 |
| (5) 機能訓練指導員 | 入居者の機能訓練を担当します。
・1名の機能訓練指導員（非常勤PT）を配置しています。 |
| (6) 管理栄養士 | 入居者の栄養ケア計画の作成等栄養マネジメントを行います。
・2名の管理栄養士を配置しています。 |
| (7) 医師（非常勤嘱託） | 入居者に対して、健康管理及び療養上の指導を行います。
・2名（内科1名、眼科1名）医師を配置しています。 |

3. 入居からサービス提供までの流れ

入居者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入居後に作成する施設サービス計画（ケアプラン）に定めます。

施設サービス計画（ケアプラン）の作成及びその変更は次のとおり行います。

- ① 当施設の介護支援専門員に施設サービス計画の原案作成や、そのために必要な調査等の業務を担当させます。
- ② 介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について、入居者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定します。

- ③ 施設サービス計画は、1～6ヶ月（要介護認定有効期間）に1回、又は入居者及びその家族等の要請に応じて変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要がある場合には、入居者及びその家族等と協議して、施設サービス計画を変更します。
- ④ 施設サービス計画が変更された場合には、入居者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

4. サービス提供における事業者の義務

当施設は、入居者に対してサービスを提供するに当たって、次のことを守ります。

- ① 入居者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② 入居者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、入居者から聴取、確認します。
- ③ 入居者が受けている要介護認定有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ 入居者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、入居者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ 入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、入居者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するに当たって知り得た入居者又はご家族等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、入居者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に入居者の心身等の情報を提供します。
また、入居者の円滑な退居のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて入居者の同意を得ます。

5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用に当たって、施設に入居されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

(1) 面会

面会時間 9：00 ～ 19：00 （曜日問わず）

- * 面会の際は、必ず面会者票に御記入の上名札着用、入居されておりますユニット職員へ提出願います。玄関前にて、うがい手洗い及びアルコールでの手指の消毒をお願いします。
- * 上記以外の時間帯でも、緊急時必要時等可能です。
- * 面会時、飲食物を召し上がった際には残りを必ず持ち帰るよう御協力お願い致します。入居者の方が召し上がる場合、職員に声をおかけください。
- * 入居者様のおやつ・お土産以外の持ち込みはご遠慮ください。
- * 感染症等が事業所内で発生した場合には、ご契約者又は入居者の安全配慮の観点により面会を制限させて頂く場合がございます。

(2) 外出・外泊

外出・外泊をされる場合は、事前に届け出てください。

ただし、外泊期間中は、介護報酬が算定される最初の6日間（複数の月をまたがる場合には最大12日間）については、介護保険給付の自己負担分として1日につき253円をご負担いただきます。

(3) 施設・設備の使用上の注意

- ① 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ② 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設・設備を壊したり汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ③ 入居者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、入居者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。
ただし、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について十分な配慮を行います。
- ④ 当施設の職員や他の入居者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(4) 喫煙

施設内の喫煙場所以外での喫煙はできません。

6. 事故発生時の対応及び損害賠償

当施設は、入居者に対する介護サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、すみやかに入居者の後見人ならび家族、身元引受人等の関係者に連絡をするとともに、必要な措置を講じます。

当施設において、事業者の責任により入居者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を加入保険等により賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、入居者に故意又は過失が認められる場合には、入居者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じ場合があります。

7. 身体拘束の禁止

施設及びサービス従事者は、入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため、下記のような緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。なお、緊急やむを得ず身体拘束を実施する場合は、入居者やその家族に拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、期間等について説明し、文書による同意を得ることとします。

「緊急やむを得ない場合」

- ・ 切迫性・・・入居者本人または他の入居者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
- ・ 非代替性・・・身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない場合
- ・ 一時性・・・身体拘束その他の行動制限が一時的なものである場合

8. 非常災害対策について

当施設は、日頃より入居者の生命・身体の安全に心がけ、火災等の災害を未然に防ぐため、消防法に定められた自動火災報知設備やスプリンクラー、屋内消火栓、排煙設備、防火戸、非常放送設備等必要な消防設備を設置しています。

また、消防計画に従い、年2回の避難救出訓練を実施し、担当を置いて防火管理を徹底しています。